

「輸出目的で輸入した原料および物品の
償却方法改定
(No. P. 3/2549) 」

2006 年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、
本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(ガルーダ印)

投資奨励委員会告示

ポー 3/2549 番

案件 輸出目的で輸入した原料および物品の償却方法改定

税関局が通関手続きをペーパーレスでの電子処理システム(Paperless Customs System)に移行するための遂行方針を決定したため、

輸出目的で輸入した原料または必要な原料および物品の償却方法およびペーパーレス通関手続きの方法および原則に適応するために、投資奨励委員会事務局は輸出業者が事務局に対し償却承認を申請するために提出しなければならない書類の詳細を修正するべきであると見なした。

1991年投資奨励法(第2号)により改訂された、1977年投資奨励法第13条及び第36条に準拠し、投資奨励委員会事務局は、1992年11月10日発行25/2535番投資奨励委員会事務局告示 案件 輸出目的で輸入した原料および物品の償却方法の2.1.1、2.1.2 および2.1.3を廃止し、下記のことを代替とする。

2.1.1 輸出証拠は次のいずれかとする。

- 一電子システムにより印刷された輸出書類または免税地域への輸出書類または国内移転輸送書類
- 一電子システムにおける輸出情報
- 一輸出書類とコピー
- 一事務局から許可を得た人物の証明書

2.1.2 事務局が要求するその他の書類 例インボイス(INVOICE)またはパッキングリスト(PACKING LIST)の複写

告示日 2006年12月29日

(署名)

(サーティット スイランコマーノン)

投資奨励委員会幹事長